

町民と町長との対話集会実施要領

目的	<u>町長が地域やグループの活動の場に出向き、町民の皆様との対話を通じて、町政やまちづくりに対する積極的な意見や提案を広く聴き、今後の町政運営に活かすとともに、町民との協働によるまちづくりの推進に資する。</u>	
内容	<u>町長と対話を希望するグループが、テーマを設定し申し込み、対話集会を実施する。</u>	
対象	<u>町内に在住、在勤、在学するおおむね10名以上のグループ</u>	
日時	グループの希望日時と町長のスケジュールを調整の上、決定する。 時間は最大90分以内。回数は、月1回開催。原則として第3週の中で調整する。	
申込方法	希望する日の2か月前から1か月前までに、秘書広聴課に申込書を提出する。	
会場	町内でグループが確保した会場とする。ただし、適当な会場が確保できない場合は、役場の会議室とする。	
出席者	町長	
	補足説明要員	テーマを所掌する担当参事、担当課長及び担当課長が指定した者
	進行、記録役	総務担当参事、秘書広聴課長、広聴広報担当
その他	・対話集会が実施された際は、要旨をホームページで公開することとする。	